

平成 24 年度
次世代型熱利用設備導入緊急対策事業
公募要領

平成 24 年 12 月

株式会社三菱総合研究所
次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局

改訂日：平成 25 年 1 月 10 日

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当法人から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当法人として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当法人から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 当該事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

株式会社三菱総合研究所
次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局

変更履歴

改訂日:平成 25 年 1 月 10 日

- | | |
|------------------------------|------------------------------------------|
| 1.5 事業期間(2)事業完了日 | 追記しました |
| 1.6 補助対象経費 | 削除・追記しました |
| 1.7 省エネルギー効果について | ③中に記載のあった「燃料の消費量」を「一次エネルギー消費量(原油換算)」に明確化 |
| 2.3 補助事業の開始～完了(3)補助事業の完了について | 削除・追記しました |
| 3.2 提出書類一覧 | 追記しました |
| 3.4 提出先 | 追記しました |
| 様式 | |
| 4.1 | 様式変更しました |
| 4.8 | 様式変更しました |
| 4.11 | 様式変更しました |
| 4.12 | 様式変更しました |
| 4.13 | 様式変更しました |
| 5.1～5.4 | 様式変更しました |

目次

1. 事業の内容	1
1.1 事業の概要	1
1.2 補助対象事業	1
(1)補助対象事業.....	1
(2)補助対象設備.....	2
1.3 補助率及び補助金限度額	3
1.4 補助対象事業者及び申請単位	3
(1)単独申請	3
(2)共同申請	3
1.5 事業期間.....	5
(1)事業開始日	5
(2)事業完了日	5
1.6 補助対象経費	5
1.7 省エネルギー効果について.....	6
2. 事業の実施	9
2.1 スケジュール	10
2.2 公募～交付決定	11
(1)事業の公募について	11
(2)公募期間について	11
(3)公募説明会について.....	11
(4)交付申請について	11
(5)審査について	11
(6)交付決定について	12
2.3 補助事業の開始～完了	13
(1)補助事業の開始について	13
(2)補助事業の計画変更について	13
(3)補助事業の完了について	13
2.4 実績報告～補助金の支払い	13
(1)実績報告及び補助金額の確定について	13
(2)補助金の支払いについて.....	14
2.5 「補助金の支払い」以降.....	14
(1)財産等の管理について	14
(2)省エネ量等の成果報告について.....	14
(3)補助金の返還、取消、罰則等について.....	14
3. 申請方法	15
3.1 申請方法.....	16

3. 2	提出書類一覧	18
3. 3	書類提出と締切	20
3. 4	提出先	20
3. 5	申請書類チェックリスト	21
4.	申請書類の様式・入力例①	22
4. 1	交付申請書一本文①	23
4. 2	交付申請書一本文②	24
4. 3	交付申請書一別紙1	25
4. 4	交付申請書一別紙2	26
4. 5	実施計画書	27
4. 6	実施計画書一別紙1	35
4. 7	実施計画書一別紙2	36
4. 8	実施計画書一別紙3	37
4. 9	実施計画書一別紙4	38
4. 10	実施計画書一別紙5	39
4. 11	実施計画書一別紙6	40
4. 12	実施計画書一別紙7	41
4. 13	実施計画書一別紙8	42
5.	申請書類の様式・入力例②	43
5. 1	設備設置承諾書	44
5. 2	代表者変更届	46
5. 3	住所変更届	47
5. 4	申請者変更届	48

1. 事業の内容

1.1 事業の概要

平成 24 年度次世代型熱利用設備導入緊急対策事業(155 億円)は、「次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金交付要綱」に基づき、次世代型熱利用設備の導入に対する助成を行うことにより、企業の機器購入需要を拡大させ、もって景気の下支えに資するとともに、量産効果によって価格を低下させることで、更なる機器購入需要の拡大を目指すことを目的とする。

1.2 補助対象事業

株式会社三菱総合研究所 次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局(以下、三菱総合研究所という。)は、既設の工場・事業場等における「これまで未利用であった低温廃熱を回収・有効利用できる革新的な設備」(以下、次世代型熱利用設備という。)の導入であって、「廃熱利用の温度帯(低温域)」、「技術の革新性」、「廃熱利用による省エネルギー効果」、「量産による価格低減効果」を踏まえて政策的意義が高いと認められ、交付規程及び以下の要件を満たす事業に対して国庫補助金(経済産業省からの次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金)を活用して交付を行う。

(1)補助対象事業

①工場・事業場等^{*1}における、次世代型熱利用設備の導入による廃熱利用を通じた正味の年間省エネルギー量が 15kL(原油換算)以上^{*2}の事業を対象とする。

※1 「工場・事業場等」とはエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、省エネ法という。)の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位のことをいう。

※2 省エネルギーの計算の詳細は「1.7 省エネルギー効果について」を参照

②次世代型熱利用設備に投入される熱エネルギーが、現在は「廃棄している熱エネルギー」である事業を対象とする。「廃棄している熱エネルギー」とは、工場・事業場等で現に稼働している設備・機器からもたらされ、現状は大気に放出されるなど廃棄されている熱エネルギーとする(大気熱、再生可能エネルギー熱*を含まない)。申請者は、次世代型熱利用設備の設置に伴い、現在稼働している設備・機器のシステムのエネルギー使用量の削減等による省エネルギー量を報告する等により、現在は「廃棄している熱エネルギー」であることを証明すること。

※再生可能エネルギー熱とは、太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱及び地中熱とする。

- ③利用する「廃棄している熱エネルギー」の温度帯は、300℃以下を対象とする。
- ④導入する次世代型熱利用設備に入力する廃熱の温度及び省エネルギー量の計算に必要なエネルギー量を測定・記録するための計測機器*を設置すること。
- ※廃熱の温度の測定・記録にあたっては、次世代型熱利用設備の稼働時に、次世代型熱利用設備に入力する廃熱の温度の 30 分間毎の平均値を測定・記録できる計測機器を設置すること。
- ※出力するエネルギー量の測定・記録にあたっては、積算流量計(熱)、電力量計(電気)等により次世代熱利用設備の稼働時に、同設備に入力されたエネルギー量及び製造されたエネルギー量を把握可能な計測機器を設置すること。
- ⑤「技術の革新性」として、既存の技術では回収が困難であった廃熱を利用する技術、あるいは、既存の技術と比較して廃熱回収効率が著しく向上する技術を対象とする。
- ⑥「量産による価格低減効果」として、補助金の交付を受けることにより導入が進み、量産等による価格低減効果が期待できる技術を対象とする。
- ※「量産による価格低減効果」については別途、三菱総合研究所が市場の普及状況、メーカーの販売目標(計画)等の量産効果による価格低減の見通しに関して、ヒアリング調査を通じて情報収集する。

(2)補助対象設備

- ①導入・設置する設備自体が廃熱回収・有効利用に必要な設備であること。
- ※回収した廃熱を入力して利用する機器の改造・リプレースであっても、「廃熱利用の温度帯(低温域)」、「技術の革新性」、「廃熱利用による省エネルギー効果」、「量産による価格低減効果」が認められる場合は、当該設備の改造・リプレースも補助対象とする。
- ※廃熱の温度等を計測するための計測装置も補助対象とする。
- ②原則として、導入する設備や機器が、将来用設備、予備設備等でないこと。
- ③廃熱の有効利用に必要な機能以外に新たな機能が発生する設備でないこと。
- ④原則として特定メーカーまたは機種を指定しての申請でないこと。ただし、仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合はこの限りではない。
- ⑤原則として、工場・事業場の余剰エネルギーを新たに販売または従前の販売量が増加するとみなされる事業でないこと。ただし、廃熱回収により得られたエネルギーを電力や蒸気・温水に変換し、特定の供給先に販売し、その工場・事業場との共同申請とする場合はこの限りではない。

1.3 補助率及び補助金限度額

①補助対象経費の 1/2 以内または、1/3 以内。ただし、1 事業当たりの補助金額が 100 万円未満の場合は対象外。

②補助率の考え方

・次世代型熱利用設備の入口において 140℃以下の廃ガス・廃蒸気・廃温水を投入する場合：補助率 1/2 以内

・次世代型熱利用設備の入口において 140℃を超え 300℃以下の廃ガス・廃蒸気を投入する場合（蒸気・廃ガスの減圧エネルギーの回収を含む）：補助率 1/3 以内

※廃熱の温度の測定・記録にあたっては、次世代型熱利用設備稼働時に、次世代型熱利用設備に投入する廃熱の温度の 30 分間毎の平均値を測定・記録できる計測機器を設置すること。

※出力するエネルギー量の測定・記録にあたっては、積算流量計（熱）、電力量計（電気）等により次世代熱利用設備稼働時に、同設備に入力されたエネルギー量及び製造されたエネルギー量を把握可能な計測機器を設置すること。

1.4 補助対象事業者及び申請単位

法人格を有していること。または、地方公共団体。

(1) 単独申請

エネルギーを使用し事業を行っているものであって、そのエネルギー使用量を削減する為に次世代型熱利用設備を設置・所有しようとする事業者を申請者とする。

申請単位は、当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等とする。

(2) 共同申請

以下のいずれかの場合には、複数の者の共同実施事業として取り扱う。

・申請対象の設備等を設置する工場・事業場等の所有者と当該設備等の所有者またはエネルギー使用者が異なる場合

・当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して事業を実施する場合

- ・ESCO を利用する場合
 - ・ESCO 事業を利用する場合は、設置事業者との共同申請とし、ESCO 事業者は 1 申請について 1 社とする。
 - ・シェアード・セイビング契約に限る。
 - ・省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とし、補助金相当額が減額された ESCO 料金が設定され、法定耐用年数の期間は ESCO 事業の継続を前提とする契約であること。
- ・リースを利用する場合(割賦販売事業者を含む。)
 - ・リース(割賦)を利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社等は 1 申請について 1 社とする。
 - ・リース料(割賦料)から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料(割賦料)の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。また、リース契約の場合は、導入設備を処分制限期間(法定耐用年数。複数の場合は最長のもの。)継続して使用することを前提とした契約であること。
 - ・同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。
- ・その他
 - ・補助事業者が建築物の所有者の場合は、所有者全員および店子等(ただし総エネルギー使用量 1%未満までの部分の者は除くことができる。)のエネルギー使用者との共同申請とする。
 - ・補助事業者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。〔「設備設置承諾書」参照(P.43~44)〕)
 - ・補助事業者がエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者を含み、建築物を所有しない場合は、エネルギー使用者(ただし総エネルギー使用量 1%未満までの部分の者は除くことができる。)との共同申請とし、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

共同実施は、関係事業者全員を申請者とし、申請単位は、当該事業に関係する全ての対象工場・事業場等を一括することとする。

※工場・事業場等、敷地内に併設されている業務用ビルについては、原則、工場・事業場等の単位で申請すること。

1.5 事業期間

(1) 事業開始日

三菱総合研究所の交付決定日を事業開始日とする。

※発注等の事業に関わる行為は交付決定日以降に行うこと。

(2) 事業完了日

原則として、事業に関わる全ての設備の設置工事及び検収・支払が完了する日を補助事業完了日とする。

※原則、平成 25 年 9 月 30 日までに設備の設置工事及び検収・支払を完了すること。

※ただし、申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

※例外として、事業完了の期限(平成 25 年 9 月 30 日)までに発生し、かつ当該経費の額(支出義務額)が確定しているものであって、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められる場合は、当該検収完了時点を以って、補助事業の完了とすることができる。

1.6 補助対象経費

以下の区分ごとに補助対象経費を算出する。

区分	内容
設計費	事業の実施に必要な機械装置等の設計費・システム設計費
設備費	事業の実施に必要な機械装置等(次世代型熱利用設備及び事業実施に必要な制御盤、配管類及びこれらに附帯する設備。ただし、バックアップ設備は除く。)の購入、製造(改修含む)又は据付等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
計測装置費	事業の実施に必要な計測装置の購入、据付等に要する経費
工事費	事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
諸経費	事業を行うために直接必要なその他経費等

※補助対象経費の【区分】ごとに配分された額を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書を三菱総合研究所に提出し、その承認を受けなければならない(【区分】間の流用制限)。

ただし、各配分額のいずれか低い額の 10%以内の範囲内で変更する場合は除きます。

※設計費：個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを、設計費として計上することができる。ただし、工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

※設備費：附帯設備として、事業実施に必要な設備に直接接続される設備(制御盤、配管類に加え、利用する廃熱の変動を吸収するために設置される蓄熱槽)が対象となる。ただし、次世代熱利用設備の出力の熱に係る蓄熱槽は対象外。

※計測装置費：計測に関わる費用(計測データの収集に係る労務費等)は対象外。

※工事費：機械装置の据付に伴う、他の既設設備の基礎、配管の工事などは対象外。

※既設設備の撤去・移設費は補助対象外。

※消費税は補助対象外。

1.7 省エネルギー効果について

①計画省エネルギー量は必達のこと。

※計画省エネルギー量は、裕度(安全率)を考慮し実態に応じた計算とすること。

例えば、最大 50kL の省エネが出来る計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、45kLとする。50kL±10%のような記載はしないこと。

※確定検査時に、原則として運転実績データ等の確認により省エネルギー量が達成される見込みがない場合は、補助金の支払いができない場合がある。

※事業から 1 年後の省エネ実績が未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

②次世代型熱利用設備の導入による計画省エネルギー量は、年間量で示すこと。(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、法定耐用年数期間継続して効果が発生しないものは含めないこと。)また、他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含めないこと。

③計画省エネルギー量は、次世代型熱利用設備の導入前後で同条件の出力を得るために必要な一次エネルギー消費量(原油換算)の差で計算する。次世代型熱利用設備及び当該設備により代替される既設設備の性能の評価にあたっては、下記に示す各数値の根拠を示した上で、「省エネルギー量の計算の考え方」を参考に省エネルギー量を算出すること。「省エネルギー量」を計算するに際しては、評価方法 A を原則として、機器仕様値が入手困難な場合のみ、評価方法 B を可とする。

■評価に用いる数値の根拠

	評価に用いる数値		備考
	更新前設備(既設設備)の性能	新設設備(次世代型熱利用設備)の性能*1	
評価方法 A	仕様値*2	仕様値*2	仕様値もしくはカタログ掲載値が確認可能な書類を添付する。
評価方法 B	実測データ(定格運転時)	仕様値*2	<ul style="list-style-type: none"> 更新前設備のデータ実測にあたっては「実測データによる申請の条件」を参照。 新設設備の仕様値もしくはカタログ掲載値が確認可能な書類を添付する。

※1:新設設備は、申請書記載の数値、機能、能力、効率等を遵守した設備を採用すること。

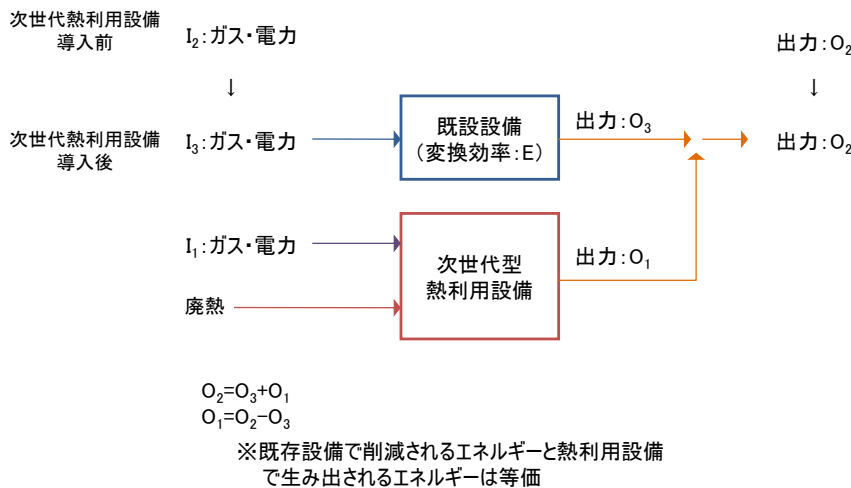
※2:仕様値は仕様書による値の他、カタログに記載の値を用いることも可能とする。実績報告時及び事業完了後の報告時には必ず実測データが必要となるので、妥当な数値を用いること。

■実測データによる申請の条件

	条件
測定方法	JIS に規定された測定方法に準じた方法により、燃料消費量・機器出力・機器効率等、申請または検証に必要な値を測定すること。(JIS-Z-9202 を参考にすること)
測定条件	申請時に測定条件を設定し、以後の測定は設定した同一条件で測定すること。(設定条件は、定格による定常運転、または、実情にあった条件を設定すること)
測定者	申請者以外の第三者によって測定すること。
データ提出方法	測定者によってデータ収集・解析された申請または検証に必要なデータ及び測定時の測定条件の記録(設定した測定条件が満たされていることがわかるもの。)について、測定者の職務管理上責任者が捺印し、提出すること。
測定時期	平成 24 年 4 月 1 日以降に測定したデータ (メーカー保証付きの同型機実測データについては測定時期の指定を行わない。)

※:実測データを用いる際には、事前に三菱総合研究所と測定項目及び測定方法について調整すること。

■省エネルギー量の計算の考え方



$\Delta I = (I_2 - I_3) - I_1$
 ※ ΔI : 削減される正味入力エネルギー

計画省エネルギー量の評価式

$$\Delta I = (I_2 - I_3) - I_1$$

$$= (O_2 - O_3) / E - I_1$$

$$= O_1 / E - I_1$$

Case1: O_1 が熱の場合
 既存設備で製造する熱の削減量 ($O_2 - O_3 = O_1$) を既存設備の変換効率を元に入力エネルギーの削減量として計算

Case2-1: O_1 が電力の場合
 既存設備の特定が可能な場合は熱と同様。

Case2-2: O_1 が電力の場合
 既存設備の特定が困難な場合は、電力系統から購入する電力量の削減量を次世代熱利用設備からの出力電力量として原油換算キロリットルに換算

④エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算(次頁の「原油換算係数表」参照)する。

⑤省エネルギー効果の算出に使用した実績データの確証を申請時に添付すること。

原油換算係数表(燃料) (省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第1項)発熱量10(GJ)=原油換算量 0.258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38.2
原油のうちコンデンセート	1kl	35.3
揮発油	1kl	34.6
ナフサ	1kl	33.6
ジェット燃料油	1kl	36.7
灯油	1kl	36.7
軽油	1kl	37.7
A重油	1kl	39.1
B・C重油	1kl	41.9
石油アスファルト	1トン	40.9
石油コークス	1トン	29.9
液化石油ガス(LPG)	1トン	50.8
石油系炭化水素ガス	千 m ³	44.9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1トン	54.6
その他可燃性天然ガス	千 m ³	43.5
原料炭	1トン	29.0
一般炭	1トン	25.7
無煙炭	1トン	26.9
石炭コークス	1トン	29.4
コールタール	1トン	37.3
コークス炉ガス	千 m ³	21.1
高炉ガス	千 m ³	3.41
転炉ガス	千 m ³	8.41
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

原油換算係数表(熱) (省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第2項)発熱量10(GJ)=原油換算量 0.258(kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1.02
産業用以外の蒸気	1GJ	1.36
温水	1GJ	1.36
冷水	1GJ	1.36

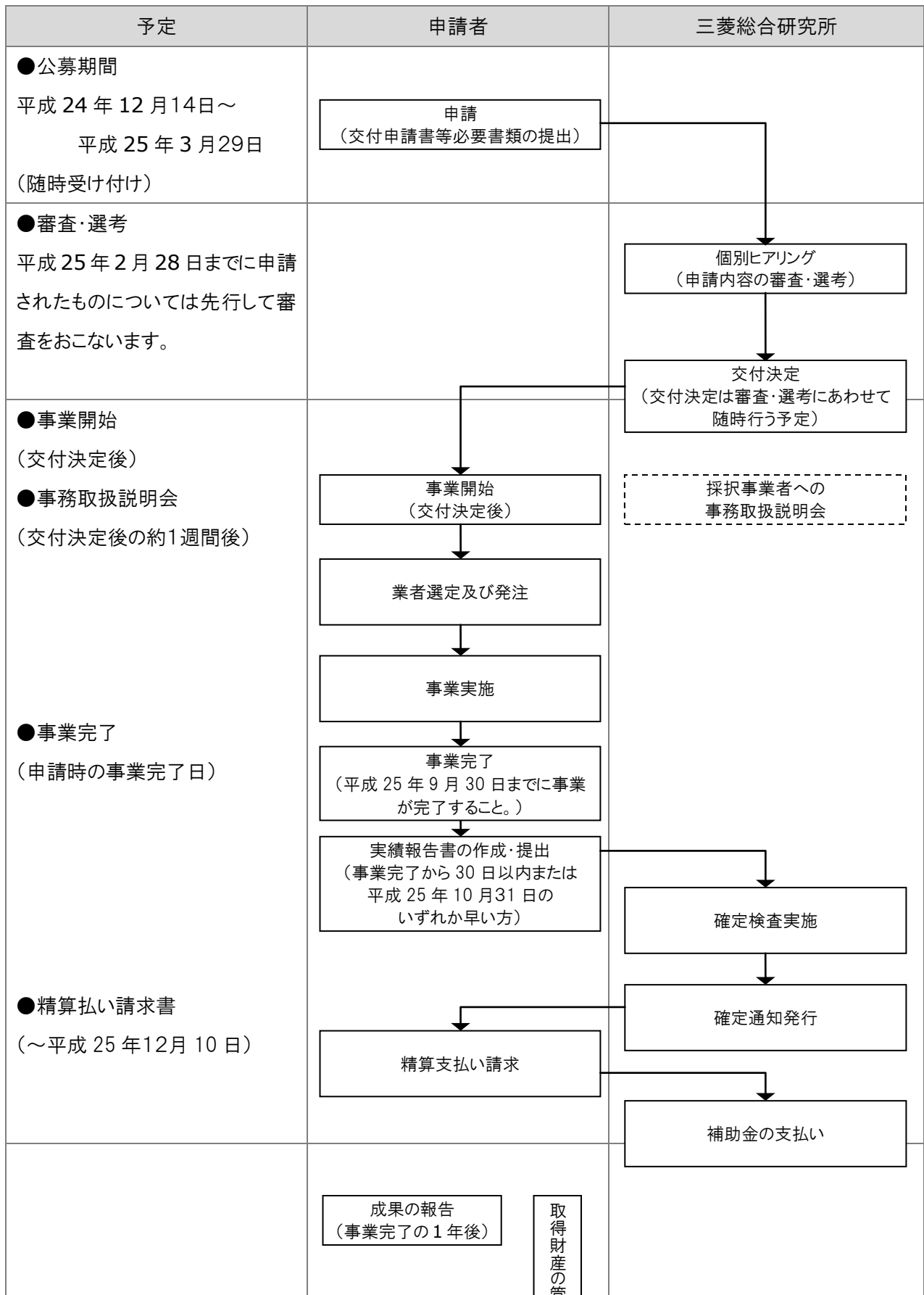
原油換算係数表(電気) (省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行改正)の第4条第3項)発熱量10(GJ)=原油換算量 0.258(kl)		
電気の量		発熱量(GJ)
一般電気事業者から昼間買電	1千kWh	9.97
一般電気事業者から夜間買電	1千kWh	9.28
上記以外の買電	1千kWh	9.76

※エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算する。

※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー原単位については、実施計画書別紙 4 の計算式に基づいて算出すること。

2. 事業の実施

2.1 スケジュール



2.2 公募～交付決定

(1) 事業の公募について

三菱総合研究所は、申請者に対し一般公募を行う。

三菱総合研究所ホームページ(<http://www.mri.co.jp/jisedai-netsuriyo>)に公募関連記事を逐次掲載する。

(2) 公募期間について

平成 24 年 12 月 14 日～平成 25 年 3 月 29 日(金)17:00 必着

※応募資料は、郵送、宅配等配送状況が確認できる手段で送付すること。(直接、持参は不可)

(3) 公募説明会について

三菱総合研究所は、公募開始後に、公募に関する説明会を開催する。開催場所等の詳細については、三菱総合研究所ホームページに掲載する。

(4) 交付申請について

・申請者は、「2.3 補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。

(5) 審査について

① ヒアリング

三菱総合研究所は申請書受理後、必要に応じて申請事業内容等についてのヒアリングを実施する。

② 事業計画の評価項目

- 廃熱利用の温度帯(低温域)
- 技術の革新性
- 廃熱利用による省エネルギー効果
- 量産による価格低減効果
- その他上記以外の導入効果

・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるために行われる次世代型熱利用設備の導入

・次世代熱利用設備の費用対効果 等

(6) 交付決定について

① 交付決定方法

交付決定に当たっては、三菱総合研究所内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会における補助事業の審査結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意して採択者を決定する。

- ・補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近 3 期の財務状況を勘案)と見込まれること。
- ・補助事業に要する経費(設計費、設備費、計測装置費、工事費、諸経費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費は含まないこと。

※選定に当たり、申請が多数の場合は、公募総額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。

② 結果の通知

- ・交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。
- ・採択事業者への事務取扱説明会(採択以降の事業実施方法の説明会)を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。

③ ホームページの掲載について

- ・交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等を三菱総合研究所のホームページに掲載する。
- ・当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しない。

2.3 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始について

- ・補助事業者は、事業の実施にあたって、見積依頼・競争入札等により、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を決定すること。その際、原則として、競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札または見積もり合わせ(3社以上の見積が必要)により発注先を決定すること。
- ・交付先決定前に発注を行わないこと。

(2) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予め三菱総合研究所に報告し、その指示に従うものとする。

(3) 補助事業の完了について

- ①事業完了の期限：事業の完了は原則として平成 25 年 9 月 30 日までとする。
- ②原則として、補助事業者が、設計、設備及び工事の請負業者等に対して補助事業に係る全ての支払いが完了した時点を以って、補助事業の完了とすること。
- ③ただし、例外として、事業完了の期限(平成 25 年 9 月 30 日)までに発生し、かつ当該経費の額(支出義務額)が確定しているものであって、事業期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められる場合は、当該検収完了時点を以って、補助事業の完了とすることができる。
- ④支払は、検収後 30 日以内までの銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できるもの(銀行振込受領書等)を保管・整理すること。

2.4 実績報告～補助金の支払い

(1) 実績報告及び補助金額の確定について

- ①補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から 30 日以内又は平成 25 年 10 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を三菱総合研究所に提出する。
- ②三菱総合研究所は、補助事業実績報告書を受領した後、書類の審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- ③申請通りの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合あるいは申請通りの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。

- ④原則として、補助金額の確定に当たっては、関連会社からの調達分の売上高営業利益率相当分、商社の手数料等について控除を行う。

(2)補助金の支払いについて

- ①補助事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書を三菱総合研究所に提出する。
②三菱総合研究所は、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

2.5 「補助金の支払い」以降

(1)財産等の管理について

- ①補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という)について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
②取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予め三菱総合研究所の承認を受けなければならない。

(2)省エネ量等の成果報告について

補助事業者は事業終了後 1 年間のデータを取得し、半年毎に合計 2 回、データ取得完了後 90 日以内に補助事業の内容及び成果を三菱総合研究所に報告する。なお、事業から 1 年後の導入設備の運転実績及び省エネ実績が申請時の温度条件や省エネ量の計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。
また、三菱総合研究所が必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。

(3)補助金の返還、取消、罰則等について

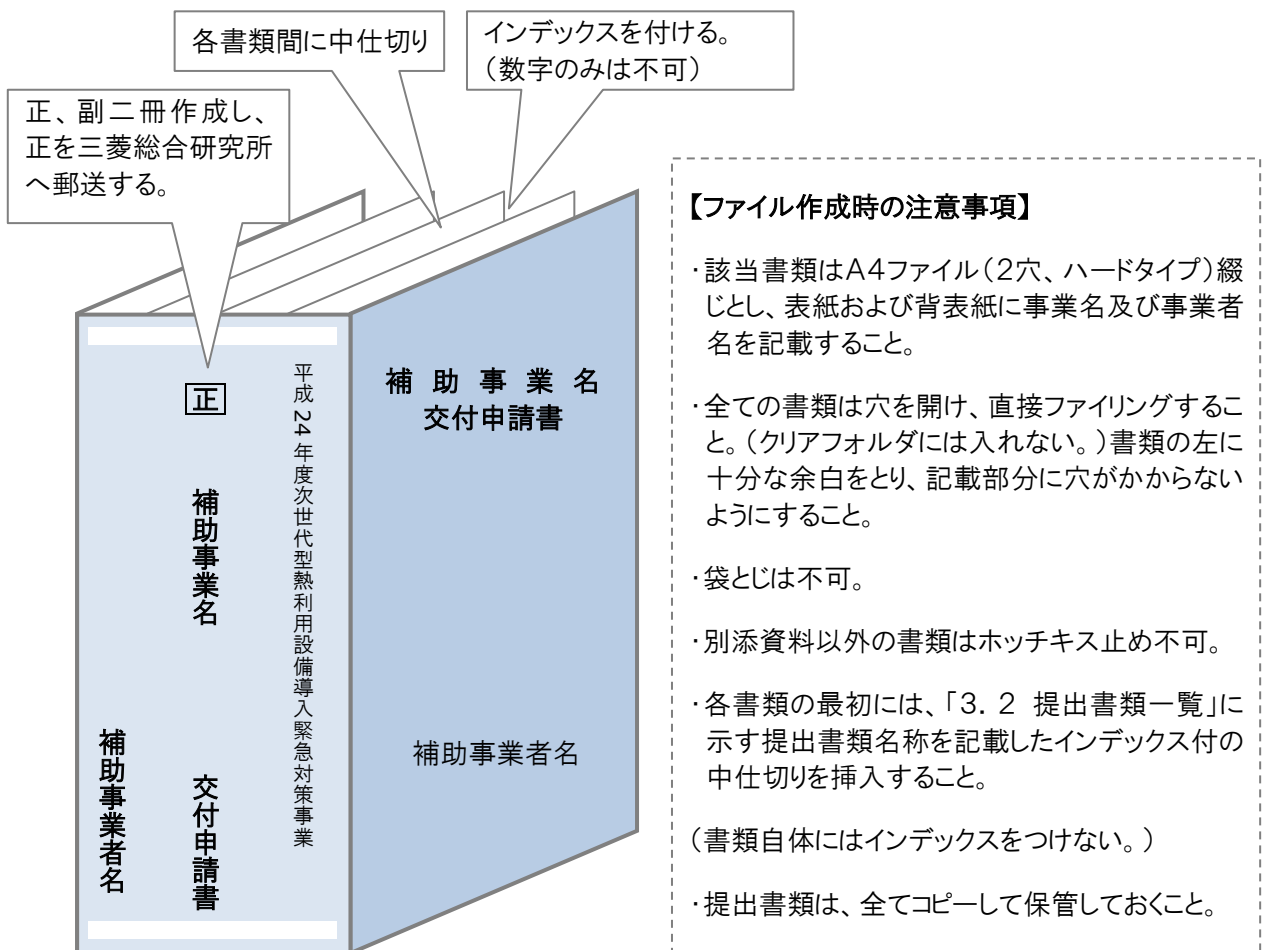
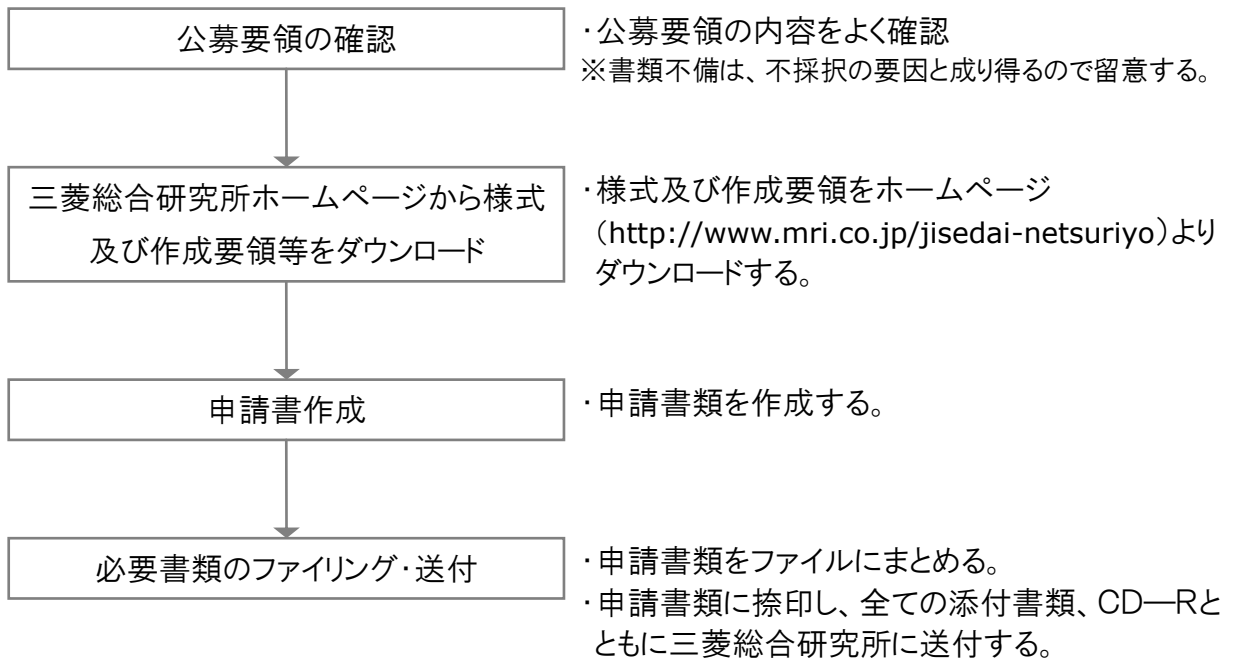
補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

3. 申請方法

3.1

申請方法



なお、「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上、申請してください。

個人情報のお取り扱いについて

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、(株)三菱総合研究所(以下、当社といいます)が、記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、「個人情報のお取り扱いについて」に従って対応いたします。
2. ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のために利用します。
 - (1)申請書の確認・審査、確定検査、補助金の支払、本事業に関する調査、省エネ量等の成果報告等に関する連絡
3. ご記入いただいた個人情報の利用について
 - (1)2.に示す利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。
 - (2)個人情報を取り扱う業務を外部事業者に委託する予定はありません。
 - (3)2.(1)に示す目的のため、本事業の委託元である資源エネルギー庁、一般社団法人環境パートナーシップ会議へ提供いたします。
 - (4)利用目的終了後は、当社管理分については当社が責任を持って廃棄致します。

【個人情報のお取り扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。

株式会社 三菱総合研究所 広報・IR 部 広報室

電話:03-6705-6004、FAX:03-5157-2169、E-mail:prd@mri.co.jp

URL:<https://secure.mri.co.jp/MRI/kojin>

【当社の個人情報保護管理者】

(株)三菱総合研究所 代表取締役副社長 西澤正俊

(連絡先 03-5157-2111、E-mail:privacy@mri.co.jp)

- ◆ 当社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は <http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html> をご覧ください。

お問合せ番号 : P027531-001-c

3.2 提出書類一覧

提出書類について

- 提出書類一覧表における書類について、正一部を紙媒体で提出するとともに、書類の電子ファイル(WORD 版および EXCEL 版の両方)を格納した CD-R を提出してください。なお、提出書類には通しページ番号を書類下中央に必ず打ち込み、CD-R には申請企業名を必ず記載ください。書類の電子ファイルは、暗号化(パスワードを設定)していただいても結構です。その際には、パスワードを電子メールで三菱総合研究所までお知らせください。
- 書類の提出に際して、様式:有の書類については、様式を必ず使用してください。
- 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリングを行うこともあります。また、審査期間中、追加説明資料を提出していただくことがあります。
- 提出書類は返却いたしませんので予めご留意ください。

	提出書類の区分	様式の有無
提出書類チェックリスト	全件	有
申請書類の様式 A		
交付申請書一本文①	全件	有
交付申請書一本文②	全件	有
交付申請書一別紙1	全件	有
交付申請書一別紙2	全件	有
実施計画書	全件	有
実施計画書一別紙1	全件	有
実施計画書一別紙2	全件	有
実施計画書一別紙3	全件	有
実施計画書一別紙4	全件	有
実施計画書一別紙5	全件	有
実施計画書一別紙6	全件	有
実施計画書一別紙7	全件	有
実施計画書一別紙8	全件	有
申請書類の様式 B		
設備設置承諾書	該当	有
添付書類		
実施計画書一別紙6の算定根拠を示す資料(見積書等)	全件	無
実施計画書一別紙7の算定根拠を示す資料(仕様書等)	全件	無
実施計画書一別紙8の算定根拠を示す資料(見積書等)	全件	無
エネルギー使用量実績	全件	無
生産量実績	全件	無
燃料評価単価算出根拠	全件	無
会社概要/事業実績(直近 3 期の財務状況)	全件	無
商業登記簿謄本	全件	無
建物登記簿謄本	該当	無
廃熱発生源となる設備・機器が、「公募開始(2012年12月14日)時点で既に稼働している設備」であることを示す「固定資産課税台帳」等の写し	全件	無
ESCO 契約書	該当	無

	ESCO 料金計算書	該当	無
	対象設備に関するリース契約書(案)	該当	無
	対象設備に関するリース計算書	該当	無

全件:全ての事業に提出必要

該当:該当する事業に対して提出必要

3.3 書類提出と締切

申請書類を作成した後、ファイリングした申請書類一式(前頁参照)、CD-Rを以下の締切までに送付する。持ち込みは受け付けない。

《提出締切》平成 25 年 3 月 29 日(金) 17:00 必着

※配送事故に備え、宅配便または書留郵便等の配送状況が確認できる送付手段をとること。持ち込みによる提出は認めない。

3.4 提出先**【平成 25 年 1 月 25 日(金)まで】**

〒100-8141

東京都千代田区永田町2-10-3

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部

次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局

電話番号 03-6705-6180/03-6705-6181

【平成 25 年 1 月 28 日(月)以降】

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-12-4

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部

次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局

電話番号は後日三菱総合研究所のホームページで周知します。

※送付時は、必ず

「平成 24 年度次世代型熱利用設備導入緊急対策事業 交付申請書在中」
を記入のこと。

3.5 申請書類チェックリスト

下記のチェックリストを三菱総合研究所ホームページよりダウンロードし、チェックを入れて提出書類にファイリングすること。

1. 申請書類の様式 A(全ての申請において必要な書類)		
1.1	交付申請書一本文①	○
1.2	交付申請書一本文②	○
1.3	交付申請書一別紙1	○
1.4	交付申請書一別紙2	○
1.5	実施計画書	○
1.6	実施計画書一別紙1	○
1.7	実施計画書一別紙2	○
1.8	実施計画書一別紙3	○
1.9	実施計画書一別紙4	○
1.10	実施計画書一別紙5	○
1.11	実施計画書一別紙6	○
1.12	実施計画書一別紙7	○
1.13	実施計画書一別紙8	○
2. 申請書類の様式 B(該当する申請においてのみ必要な書類)		
2.1	設備設置承諾書	○
2.2	代表者変更届	○
2.3	住所変更届	○
2.4	申請者変更届	○

4. 申請書類の様式・入力例①

(全ての申請において必要な書類)

4.1

交付申請書一本文①

交付申請書記載例

- ・提出する交付申請書は片面印刷とすること。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。

事業者内で識別可能な文書番号を必ず記入すること。

文書番号〇〇番〇〇号
平成 25 年〇月〇日

株式会社三菱総合研究所
代表取締役社長 名 殿

申請者 東京都千代田区〇〇一丁目 1 番 1 号
〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇 印

平成 24 年度次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金
交付申請書

次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金交付規程第 4 条に基づき、補助金の
交付を申請します。

※株式会社三菱総合研究所次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局が執行する
次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金は、経済産業省が定めた次世代型熱利用
設備導入緊急対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を活用し、次世代型熱
利用設備を導入しようとする方に交付するものです。

- ・申請日を必ず記入すること。
- ・申請日は公募期間の日付であること。

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること。

商業登記簿謄本に記載されているとおりに記入すること。

役職は正しく記入のこと。
例) 代表取締役社長
代表取締役 など

登録印であること。

4.3 交付申請書一別紙1

別紙1

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位 円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
I. 設計費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇/〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
II. 設備費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇/〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
III. 計測装置費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇/〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
IV. 工事費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇/〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
V. 諸経費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇/〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇,〇〇〇

合計額が交付申請書本文「記 第 4 項補助金交付申請額」の(1)~(3)に一致しているか

・補助金の申請額＝補助対象経費の額×補助率
・補助金の交付申請額は 1 円未満切捨て。

4. 4

交付申請書一別紙2

別紙2

補助事業に要する経費の期別発生予定額

(単位 円)

補助対象経費の区分	平成 24 年度 第 4 四半期	平成 25 年度 第 1 四半期	平成 25 年度 第 2 四半期	計
I. 設計費	0	0	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
II. 設備費	0	0	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
III. 計測装置費	0	0	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
IV. 工事費	0	0	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
V. 諸経費	0	0	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	0	0	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
合計	0	0	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

四半期毎に発生する経費予定額を記載。

平成 24 年度

第 4 四半期：1 月～3 月

平成 25 年度

第 1 四半期：4 月～6 月

第 2 四半期：7 月～9 月

計が(別紙1)の補助事業に要する
経費に一致しているか

3-2. 業種及び規模等

(1)法人の情報

業種および中分類*1 ○○○○○○○○ 中分類△△

資本金 ○.○億円

従業員数 ○○○人

中小企業／大企業区分*2 中小企業

・共同申請の場合、業種、資本金、従業員数は設置事業者のものを記入。
 ・業種は日本標準産業分類表を参考に記入

(2)工場・事業場の情報

実施場所の事業の業種および中分類*1 ○○○○○○○○ 中分類△△

エネルギー指定管理指定工場の別 第○種エネルギー管理指定工場

年間生産量又は延べ床面積 ○○○t/○,○○○㎡

年間エネルギー使用量 ○,○○○kL(原油換算)

エネルギー管理指定工場は直近の定期報告書の実績値。それ以外は H23 年度の実績値を記入

業務用ビル等の場合は、延床面積等を記入

1 種、2 種及び指定無し of いずれかを記入

※1: 日本標準産業分類表を参考に記入。

※2: 中小企業基本法第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	資本金	従業員数
①製造業、その他	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③小売業	5 千万円以下	50 人以下
④サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。
 ※ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。
 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

4-1-5. 省エネルギー効果

(1)省エネルギー量の算出根拠

新設備の導入による省エネルギー量 kL/年 裕度(安全率)%
(原油換算) を考慮

■算出根拠

※エネルギー使用量の増減を計算に用いた定数や式等を具体的に示して出来るだけ詳しく記入する。

(2)省エネルギー計算に使用した数値の根拠

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、添付すること。
 ※使用する数字の妥当性を確認し、説明を添付すること。

用いる評価方法
評価方法 A: 更新前設備(仕様値) 新設設備(仕様値)
評価方法 B: 更新前設備(実測値<定格時>) 新設設備(仕様値)

更新前設備(既設設備)のエネルギー消費量				
設備名称	燃料種別	燃料消費量	定格出力	台数

新設設備(次世代型熱利用設備)のエネルギー消費量						
設備名称	燃料種別	燃料消費量	定格出力	台数	想定出力	想定稼働時間

5. 詳細工程

5-1. 補助事業の完了予定日

平成 25 年〇月〇日

5-2. スケジュール表

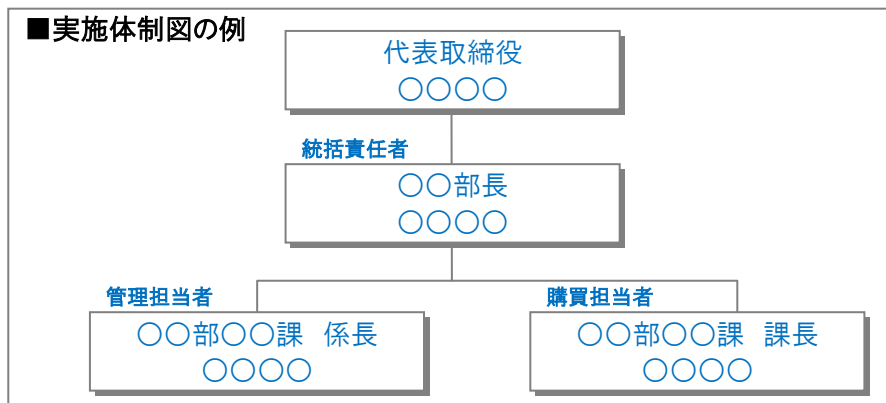
項目	平成 25 年												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
設計				●	●								
設備製造					●	●	●	●	●				
設置工事								●	●	●	●		
諸手続き												▼実績報告	▼確定検査 補助金精算

5-3. 所要資金計画

5-4. 所要調達計画

5-5. 補助事業の実施体制

※組織図等で事業者内の本事業の実施体制を示すこと。特に共同申請の場合、各社の役割分担を明確にすること。



① ESCOの場合(ESCOの場合は下記数値を必ず記載すること)

- ・ESCO契約で保証する省エネルギー量 〇〇. 〇kL
- ・申請省エネルギー効果に対する上記保証量の割合 〇〇〇%
- ・ESCO契約期間(最長の法定耐用年数) 〇〇年(〇〇年)

② リース(割賦契約)の場合(リースの場合は下記数値を必ず記載すること)

- ・リース(割賦)契約期間(最長の法定耐用年数) 〇〇年(〇〇年)

6. 事業実施に関する事項

6-1. 他の補助金との関係

6-2. 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

(1) 本事業の実施にあたって必要な許認可等

(2) 上記以外に申請者が国、自治体から既に受けている許認可等

6-3. その他実施上問題となる事項

※実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

7. 特命発注に関する事項

※ありの場合は特命理由添付のこと。三菱総合研究所が承認した場合のみ補助対象内とすることができる。

特命発注無し

※株式会社三菱総合研究所次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局が執行する次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金は、経済産業省が定めた次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を活用し、次世代型熱利用設備を導入しようとする方に交付するものです。

4.7

実施計画書—別紙2

実施計画書-別紙2 (導入前後の比較図)

■導入前

■導入後

※必ず 1 枚にまとめること。

4.8

実施計画書一別紙3

実施計画書-別紙3 (所要資金計画)

(単位 円)

区分	項目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金交付申請額
I. 設計費	〇〇基本設計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇〇実施設計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	小計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
II. 設備費	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	小計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
III. 計測装置費	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	小計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
IV. 工事費	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	小計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
V. 諸経費	〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	小計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税		〇〇,〇〇〇,〇〇〇	-	-	-
合計		〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

※上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付すること。

※実施計画書-別紙6と対応していること。

4.9

実施計画書一別紙4

実施計画書-別紙4 (資金調達計画)

(単位 円)

調達先	調達金額	備考
補助金	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
自己資金	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
借入金	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇銀行
合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

4. 10

実施計画書一別紙5

実施計画書-別紙5 (省エネルギーの計算)

※下記すべての項目についてシステム概略図等を用いて示すこと。

- ①次世代型熱利用設備の導入前後におけるエネルギー使用量
- ②次世代型熱利用設備の導入によりエネルギー使用量の削減が見込まれる既設設備の定格仕様(メーカー仕様書等を添付すること)
- ③計画エネルギー使用量の前提とした設備稼働時間(前年度稼働時間の実績等から設定すること)
- ④エネルギー使用量の計算に用いる各種数値の計測場所

■導入前システム概略図

■導入後システム概略図

■省エネルギー量の計算式および結果

4. 11

実施計画書一別紙6

実施計画書-別紙6 (発注区分)

発注区分表

(単位 円)

発注件名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
発注先	〇〇(予定)	〇〇(予定)	未定	未定
I. 設計費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
II. 設備費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
III. 計測装置費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
IV. 工事費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
V. 諸経費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
消費税	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

最長の法定耐用年数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
-----------	----	----	----	----

※算定根拠を示す資料(見積書等)を添付すること。

※発注件名が 5 件以上の場合は、ページを増やして作成すること。

4.12

実施計画書一別紙7

実施計画書-別紙7 (発注設備の仕様書案)

主要設備等の名称	仕様書案	数量

※算定根拠を示す資料(仕様書等)を添付すること。

4.13

実施計画書一別紙8

実施計画書-別紙8 (設備導入後の温度、エネルギー使用量等の計測方法)

※計測設備の内容、設置場所、計測方法等について概要図等を用いて説明すること。

※JIS-Z-8704 に沿った計測方法を用いること。

■計測機器設置場所 概略図

■想定する計測機器一覧

計測機器	仕様案
	測温範囲、許容差(JIS-C-1602、JIS-C-1604を参考に記載)

※上記機器の算定根拠を示す資料(見積書等)を添付すること。

記録機器	仕様案
	(データ記録周期等)

※上記機器の算定根拠を示す資料(見積書等)を添付すること。

5. 申請書類の様式・入力例②

(該当する申請においてのみ必要な書類)

5.1

設備設置承諾書

平成 24 年度次世代型熱利用設備導入緊急対策事業

設備設置承諾書

事業者内で識別可能な文
書番号を必ず記入すること。

文書番号〇〇番〇〇号

承諾した年月日を記入

平成〇〇年〇月〇日

株式会社三菱総合研究所
代表取締役社長 名 殿

共同申請の場合、補助金の支払いを受
ける事業者を最上段に記載すること

東京都千代田区〇〇一丁目 1 番 1 号

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇

印

承諾者にあわせて適宜選択

当社(私)は、次世代型熱利用設備導入緊急対策費補助金交付規程第 1 条および
第 21 条第 1 項の規定により財産処分の制限を受け、三菱総合研究所の承認なし
に財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

平成 24 年度次世代型熱利用設備導入緊急対策事業
公募要領
平成 24 年 12 月

株式会社三菱総合研究所
次世代型熱利用設備導入緊急対策事業事務局